

このようなとき、このような資金が使えます

資金名 このような 資金があります		主な貸付対象者	このようなとき				漁 船		施 設				機 具 等		漁 具 等		種 苗	運転資金		資源管理・環境				借換			
			利 率（注 3） （％）	償 還 期 限 の 上 限 （年）	う ち 据 置 期 間 の 上 限 （年）	融 資 率 （％）	漁船の購入・建造	漁船の改造	漁具倉庫や作業用上屋の建設をしたい	水産物加工施設を作りたい	養殖施設を作りたい	製氷や冷凍施設を作りたい	水産物の販売施設を作りたい	餌の調整機具を購入したい	養殖の収穫機具を購入したい	情報処理用機具を購入したい		漁具を購入したい	養殖用のいかだや施設を購入したい	増殖や養殖用の種苗を購入したい	長期の運転資金が必要	短期の運転資金が必要	資源管理のための放流をしたい		資源管理のため漁具を改良したい	生活改善を図りたい	漁ろうの際の安全性を向上させたい
漁業近代化資金	1号資金（漁船）	漁業者・漁協 ・水産加工業者 ・水産加工協	1.70	漁船20(機関換装等10)	3	80 特認 100	●	●																			
	2号資金（漁船漁具保管修理施設等）		1.70	漁業者15.漁協20	3				●	●	●	●	●														
	3号資金（漁場改良造成用器具等）		1.70	漁業者7.漁協10	2									●	●	●											
	4号資金（漁具等）		1.70	5(大型定置網10)	2												●	●									
	5号資金（種苗購入又は育成）		1.70	5	2(特認3)														●								
	6号資金（漁村環境整備施設）		1.70	20	3																						
	7号資金（上記以外で大臣指定施設）		1.70	5～15	2又は3																						
漁業経営改善促進資金		経営改善漁業者（認定漁業者）(注1)	1.65	1	－	－														●							
漁業経営維持安定資金		中小漁業者(注2)	沿岸1.70 遠洋2.15	10(特認15)	3	－																			●		
漁業経営再建資金		漁業者	1.70	10(特認15)	特認2	－																			●		
漁業経営高度化促進支援資金		漁業者	1.70	5	1	－															●	●			●		
沿岸漁業改善資金		漁業者・漁協	無利子	2～10	0～3	－	●	●								●	●	●				●	●	●			
日本政策金融公庫資金	漁業経営改善支援資金	経営改善漁業者（認定漁業者）(注1)	1.70～1.85	15	3	80 特認 100	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								
	農林漁業セーフティネット資金	漁業者	1.15～1.65	15	3	－													●								
	農林漁業施設資金（注4）	漁業者・漁協	1.15～2.30	共同利用施設20 主務大臣指定施設15	3	80			●	●	●	●	●	●	●	●	●										
	水産加工資金	水産加工業者・水産加工協	1.45～2.20	25	3	80				●																	

(注1) 漁業経営の改善に関する計画の認定を受けた中小漁業者等 (注2) 漁業経営の再建を図ろうとする計画の認定を受けた中小漁業者

(注3) 利率は令和7年3月19日現在 (注4) 主務大臣指定施設の場合は対象とならない設備がある。